

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、めまぐるしく変化する経営環境において、企業が安定した成長・発展を遂げていくためには、経営の効率性と健全性を高めるとともに、公正で透明度の高い経営体制を構築していくことが不可欠であるとの観点から、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

〔補充原則3-2-1 監査等委員会による外部会計監査人の評価〕

当社監査等委員会は、会計監査人の行う監査が適正なものであるかどうかを確認するとともに、会計監査人について独立性と専門性の有無についての確認を行っています。会計監査人を評価するための基準については現在作成しております。

〔補充原則4-1-2 中期経営計画に対するコミットメント〕

当社は、変化の激しい業界に属しており、中長期的予測が困難であることから、中期経営計画の公表を行っていません。

〔補充原則4-1-3 後継者計画の策定・運用〕

当社は、最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用を重大な問題と考えており、今後取締役会及び経営会議等の場を通じて、また、グループ全体としても議論してまいります。

〔補充原則4-2-1 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合の設定〕

当社の役員報酬については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、会社全体の業績、業績に対する個々人の貢献度、ならびに他社の役員報酬データを踏まえた優秀な人材確保に必要な報酬水準を勘案し、取締役会にて決定しておりますが、今後は、中長期的な業績と連動する報酬や、現金報酬に限らず自社株報酬の導入も含め検討してまいります。

〔補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価〕

取締役会は、活発な議論と審議を経て経営の重要な意思決定を行っており、実効性を発揮していると考えています。取締役会全体の実効性の分析・評価の結果の開示については、今後必要に応じて検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

〔原則1-4 政策保有株式〕

当社は政策保有株式を保有していません。

〔原則1-7 関連当事者間の取引〕

当社が当社役員と取引を行なう場合には、取締役会規程に基づき当該取引につき取締役会において決議することとしています。また、主要株主との取引については、資本関係を理由とした排他的な取引は行わない方針であり、資本関係のない取引先と通常取引をする場合と同様に、社内規則に従い適切かつ慎重な承認手続きを得ることとしています。

〔原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〕

当社は、企業年金制度を採用していません。

〔原則3-1 情報開示の充実〕

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画

経営理念等については、自社のホームページ、決算説明資料、有価証券報告書等で開示しています。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針については、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方をコーポレート・ガバナンス報告書および有価証券報告書等に記載しています。

(3) 取締役の報酬の決定方針

当社は報酬委員会を設置しておりますが、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。報酬委員会では、当該事業年度に係る報酬制度及び報酬水準等について審議を行い、社外取締役である委員から助言、提言を得ることとしております。

取締役や経営陣の報酬決定の方針については、会社全体の業績、業績に対する個々人の貢献度、ならびに他社の役員報酬データを踏まえた優秀な人材確保に必要な報酬水準を勘案し、株主総会で決定される取締役の報酬限度額の範囲内で決定しています。

(4) 取締役の選解任と手続

取締役の候補者選定および解任にあたっては、独立社外取締役の助言を得つつ、定款と「取締役会規程」に基づき、株主総会に議案を提出しています。取締役候補者の適格性については、経営陣については企業価値の向上に資することが期待される者を、社外役員については当社の経営判断・意思決定の過程で豊富な知識と経験に基づいた助言、監督・監査していただける者を選任しています。

(5) 取締役の選解任についての説明

社外取締役の選任理由につきましては、招集通知に記載しています。社内取締役につきましては、招集通知に略歴を記載しています。

[補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲]

取締役会規程及び職務権限規程等において、取締役会で決議する事項、経営陣が決裁する事項を明確に定めています。取締役会においては法定事項に加え、当社の経営に与える影響を十分に検討した上で決議すべき事項を決定しています。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

社外取締役の独立性判断基準については、東京証券取引所の定める基準に準拠しています。

[補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に対する考え方]

当社の取締役会は、様々な分野で相当程度の経験を積んだ多様な取締役により、定款で定める員数内で構成することを方針としています。

[補充原則4-11-2 取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況]

取締役の兼任状況については事業報告、有価証券報告書、株主総会参考書類において開示しています。

[補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針]

各取締役はその能力、経験及び知識が職務を遂行するにふさわしいかどうかを判断したうえで指名しており、各人の判断において、必要な知識の取得・能力の研鑽に努めることを原則としています。取締役からトレーニングの要望があった際に、その必要性を確認後、費用については当社が負担しております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組み等に関する方針は、以下のとおりです。なお、詳細については本報告書III. 2. にも記載しています。

- (1) 関連する取締役とIR担当部門が連携し、決算説明会や機関投資家等との個別面談を積極的に行います。
- (2) 自社ホームページを通じて決算説明資料をはじめ様々な情報を発信することで、株主等との建設的な対話の機会を設けます。
- (3) 株主との対話にあたっては、社内規程の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高橋 知道	23,700,000	40.61
大角 暢之	4,200,000	7.19
山根 大	2,454,000	4.20
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,426,361	4.15
GMCM VCP 1 PTE.LTD.	2,402,600	4.11
ソフトバンク株式会社	2,300,000	3.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,472,100	2.52
石井 岳之	1,400,000	2.39
西木 隆	1,350,000	2.31
松井 哲史	980,000	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・大株主の状況は2020年2月29日現在の状況です。
 ・当社は、2019年7月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、大株主の状況の所有株式数(株)は当該株式分割を考慮しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西木 隆	他の会社の出身者								△			
増田 吉彦	公認会計士								△			
羽入 敏祐	公認会計士								△			
永井 栄一	弁護士											
高橋 秀明	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西木 隆	○	○	西木隆氏は過去当社子会社が出資を行っていた、有限会社バオス（同氏が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社）を営業者とする匿名組合の業務執行者に該当していますが、既に出資は解消されており、その取引の規模及び性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれなく独立役員としての基準には抵触しないものと判断しております。	経営者及び投資家としての豊富な経験と幅広い見識を有し、専門的・客観的な見地を活かしていただくことで、より効果的な監査機能を強化し得ると考え、社外取締役として選任しております。当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

増田 吉彦	○	○	増田吉彦氏が業務執行者である合同会社エムズコンサルティングと当社の間で、過去経営管理、社内決算業務等に係るコンサルティングに関する取引がありましたが、金額が少額であることから、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれなく独立役員としての基準には抵触しないものと判断しております。	公認会計士として財務及び会計の専門的見地を有しており、より効果的な監査機能を強化し得ると考え、同氏を社外取締役役に選任いたしました。
羽入 敏祐	○	○	羽入敏祐氏が業務執行者であるひので監査法人と当社の間で、過去社内決算業務等に係るコンサルティングに関する取引がありましたが、金額が少額であることから、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれなく独立役員としての基準には抵触しないものと判断しております。	他の会社における取締役役としてのご経験、公認会計士として幅広い経験・見識を有しており、同氏を社外取締役に選任することにより、経営の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、選任いたしました。当社と羽入敏祐氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
永井 栄一	○	○	該当事項はありません。	弁護士の資格を有しており、法務面において豊富な知識を有していることからその経歴と経験を活かしていただくことで、より効果的な監査機能を強化し得ると考え、社外取締役として選任しております。当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
高橋 秀明	○	○	該当事項はありません。	日本NCR株式会社代表取締役会長、富士ゼロックス株式会社代表取締役副社長等を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経歴と経験を活かしていただくことで、より効果的な監査機能を強化し得ると考え、社外取締役として選任しております。当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

更新

なし

現在の体制を採用している理由

更新

監査等委員会は、常勤の社外取締役1名及び社外取締役3名による監査体制であります。常勤の監査等委員は、取締役会はもとより経営会議その他の重要会議に出席するとともに、内部監査の実施結果等、日々のモニタリングの状況について自ら情報収集をしております。他の監査等委員とは定期的に情報を共有し、監督又は監査における実効性確保のための意見交換や助言等の相互の連携を図ることができる体制となっております。当社グループの事業規模等を踏まえ適切な実施体制となっております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、業務執行および経営の適正性を監査しております。また、内部監査の実施状況について、監査等委員会で内部監査の内容と結果の報告を受けるとともに、今後の方針について、意見や助言等を伝えております。当社は、独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。内部監査については、代表取締役による承認を得た内部監査計画書に基づき、経営活動の全般に係る管理・運営の制度及び業務の遂行状況について、合法性と合理性の観点から検討・評価しております。また、当社の内部監査室は、子会社の内部監査も実施しております。監査結果につきましては、代表取締役へ報告しております。監査等委員、内部監査室及び会計監査人は、定期的に情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を十分に監視できる体制を整えております。また、常勤の監査等委員は、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を十分に監視できる体制を整えております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

報酬委員会は取締役会の諮問機関として設置しており、社外取締役 羽入 敏祐を委員長として、代表取締役、社外取締役2名から構成されております。各委員会の構成員の過半数は独立社外取締役とし、委員長は社外取締役とすることにより、報酬委員会の独立性を担保しております。報酬委員会では、当該事業年度に係る報酬制度及び報酬水準等について審議を行い、独立社外取締役である委員から助言、提言を得ることとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

企業価値向上および業績向上に対する士気・意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者につきましては、業績向上に対する士気・意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。また、取締役および監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲において、代表取締役に一任しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、経営管理部が窓口となって情報提供を適宜行っており、取締役会の議題や資料を事前に配布し説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a) 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名（うち、社外取締役1名）及び監査等委員である取締役4名（うち、社外取締役4名）で構成しております。毎月の定時開催及び臨時開催を通じて、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役として経営者、投資家、弁護士及び公認会計士を招聘し、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。また、取締役会の構成員の過半数を社外取締役とすることで、ガバナンスの透明性を確保する体制としております。

業務執行体制として、経営管理部は経営管理部長、関係会社は代表取締役社長を選任し、権限移譲した組織運営を行い、取締役を日常業務より分離することで、迅速的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制を構築し、運営しております。

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

b) 監査等委員会

監査等委員会は、常勤の社外取締役1名、非常勤の社外取締役3名で構成しております。毎月の定期開催を通して、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外取締役は、経営者、弁護士及び公認会計士であり、それぞれの職業倫理の観点より経営監視をしていただくこととしております。

監査等委員である取締役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・関係会社代表取締役社長・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤の監査等委員は経営会議への出席や関係会社への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

c) 内部監査

当社は、会社の資産の保全のため、また、業務の適正な執行状況を確認するため、内部監査制度を設けており、内部監査室が中心となってその業務を遂行しております。

内部監査については、代表取締役による承認を得た内部監査計画書に基づき、経営活動の全般に係る管理・運営の制度及び業務の遂行状況について、合法性と合理性の観点から検討・評価しております。内部監査結果については、内部監査実施報告書として取りまとめ、代表取締役及び監査等委員会さらに内部監査の過程で改善を要する事項が検出された場合には、助言・提案を行うとともに、被監査部門による改善状況をフォローアップ監査により確認しております。内部監査室は内部監査の実施状況を監査等委員会で報告し、監査等委員と共有を図っており、非常勤の社外取締役も交えた内部監査の意見交換を行い、監査等委員会との連携を図っております。また、監査等委員会から追加の調査依頼を受ける等、内部監査の実施結果や今後の方針について、意見や助言等を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は取締役会と監査等委員会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。監査等委員をすべて社外取締役とすることで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っています。また、監査等委員会は適宜会計監査人、内部監査室と連携することで機動的な監査を可能としております。以上により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より数日早く発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催日は毎年5月下旬とし、より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	対応しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	(株) ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(事業報告を含む)の英訳版を作成し、当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載する方針であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催していく予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算および第2四半期決算発表後に開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外在住の投資家を訪問する海外ロードショーを北米・アジアを中心に実施し、海外の投資家と直接対話する機会を設けています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIRサイトを開設し、適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は、経営管理部にて担当いたします。	
その他	当社のホームページやIRサイト掲載の資料を英文化し、海外投資家への情報提供の充実を図っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき事項と考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、すべてのステークホルダーに対し、適時に且つ正確な情報開示を行う方針であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制（内部統制基本方針）を構築し、整備・運用に努めております。

イ、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

（イ）当社グループは、「コンプライアンスポリシー」を制定し、当社グループ各社の取締役は自らこれを遵守する。

（ロ）監査等委員会規程及び内部監査規程により、監査等委員会監査及び内部監査の対象を当社グループ全社と定め、当社グループ全体の法令及び定款の適合性評価を行っております。

（ハ）当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容及び事業活動を適時に的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出あるいは報告を求めることとしております。

ロ、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（イ）役員及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範と倫理観のもとに職務を遂行する。

（ロ）コンプライアンスに関する規程等を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。コンプライアンスの状況については、内部監査室が内部監査を実施する。

（ハ）内部監査室及び監査等委員にコンプライアンス相談窓口を設け、内部通報制度の運用により法令及び規程等に違反する行為の早期発見と是正を図る。

（ニ）反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを徹底する。

この方針に基づき、対応統括部門を中心とした社内体制の整備を図り、警察などの外部専門機関との連携のもと、反社会的勢力排除に向けた取り組みを強力に推進する。

ハ、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存する。これらの記録は、取締役及び監査等委員が閲覧可能な状態にて管理する。

ニ、損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（イ）リスク管理に関する諸規程を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。リスク管理の状況については、内部監査室及び特定のリスク管理項目を分掌する部門が内部監査を実施する。

（ロ）全社横断的なリスク管理活動を推進するため、当社代表取締役をリスク管理委員長として、リスク管理活動を実施する。

ホ、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（イ）取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等により権限移譲及び意思決定手順を明確化する。

（ロ）取締役等を構成員とする経営会議を設置する。

（ハ）取締役会において総合予算を策定し、総合予算に基づく事業部毎の月次業績管理を取締役会及び経営会議において実施する。

ヘ、監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会からの要望があった場合は、監査等委員スタッフを置くものとする。

ト、前項の当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員スタッフの人事については、監査等委員会の同意を得るものとする。

チ、取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

（イ）取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。

（ロ）監査等委員は、取締役又は従業員に対し報告を求めることができる。

（ハ）内部監査室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に対して報告する体制を整備する。

（ニ）関係会社管理規程、リスク管理規程、事故・不祥事等対応規程により、適正な報告がなされるよう体制を整備する。

（ホ）コンプライアンス内部通報規程を設け、報告による不利益の扱いを禁止する規程を整備するなど、報告者に不利な取り扱いがなされないことを確保する体制の整備に努めております。

リ、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

ヌ、その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ）監査等委員は、経営会議その他の重要な会議、委員会等に出席できる。

（ロ）監査等委員と代表取締役との間で定期的に意見交換会を開催する。

（ハ）監査等委員は、会計監査人もしくは内部監査室との間で定期的に意見交換会を開催するなど、連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、コンプライアンス遵守を実践するために、反社会的勢力対応規程を定めており、その中では「反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにする。」と定めております。

これらを受け、当社の主要な会議（取締役会、経営会議、グループ全体会議等）及び事業子会社の主要な会議（取締役会、経営会議等）の機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

当社グループにおける反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対応規程」を制定し、所管部署は経営管理部総務担当として、運用を行っております。

今後も所管警察署並びに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等において周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めてまいりたいと思っております。

